

公 募 公 告

次のとおり公告します。

なお、本公告は令和8年度予算の認可を前提とするものである。

令和7年12月18日

国家公務員共済組合連合会
総務部長 細田 均

1 公募内容

- (1) 件 名 令和8年度タクシーの供給に関する請負契約
(2) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 公募参加資格

- (1) 令和07・08・09年度国家公務員共済組合連合会競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされた者であって、「運送」の営業品目を選択した者であること（全省庁統一資格の場合は「資格審査結果通知書」（写）を申込時に当会に提出すること。）。
- (2) 次に該当しない者であること。
- ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者
 - ② 次の（ア）から（キ）のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 連合会に提出した書類に虚偽の記載をした者
 - (カ) その他連合会に著しい損害を与えた者
 - (キ) 上記（ア）から（カ）のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
 - ③ 一般競争（指名競争）参加資格申請書若しくはこれに添付する書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載しなかった者
- (3) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

- (4) 事業の種別として「一般乗用旅客自動車運送事業」の許可を、営業区域として「東京都特別区、武蔵野市及び三鷹市」の許可（福祉タクシーのみの許可は除く。）を受けていること。
- (5) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第1項の規定に基づき、旅客の運賃を定め、また同法第11条第1項の規定に基づき、運送約款を定め、国土交通大臣（運輸大臣）の認可を受けている者であること。
- (6) 関東運輸局認可で、配車可能な車両を500台以上保有していること。
- (7) 配車車両には、原則ETC車載器が装着されており、有料道路通行料金の割引が適用されること。
- (8) タクシーの迎車料金が1車1回毎に500円以内であること。
- (9) タクシー乗車券を無償で発行・納入できること。
- (10) 当会からタクシー乗車券の請求があった際、必要な数量を請求日を含む3営業日以内に納入可能であること。
- (11) 月毎に使用料金を取りまとめ、使用したタクシー乗車券及び使用明細書を部課別に添付し、当会が指定する日までに料金の請求ができること。
- (12) 本契約に係る事務手数料が無料であること。
- (13) 運転手に対して、運転従事業務等に関する教育研修制度が確立されており、実行されていること。
- (14) 接客態度、運転技術に優れ、安全かつ的確に目的地まで運行できること。
- (15) 自社の責任の有無にかかわらず、事故が発生した場合、当日若しくは翌営業日午前中までに当会担当者まで報告を行える体制を有すること。
- (16) その他は、交付する資料による。

3 資料（仕様書等）の交付

インターネットの本件公募ページに添付。なお、契約書（案）については、下記4に記載した方法にて応募の意思表示があった社に対し、個別にメールにて送付する。なお、資料の交付期間は令和8年1月30日（金）までとする。

4 応募申込書の提出等

本件契約を希望する者は、下記6（4）の問い合わせ先に連絡の上、当会から契約書（案）をメールにて交付を受けた後、応募提出期限までに応募申込書及び添付書類を提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年2月6日（金）17時必着
- (2) 提出場所 下記6(4)に示す場所に郵送により提出しなければならない。

5 契約者の決定

応募申込書及び添付書類を提出した者のうち、上記2に掲げた条件を満たす全ての者と契約する。ただし、契約は締結するが使用を確約するものではない。

6 その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 競争参加資格のない者、申込書等に虚偽の記載をした者、その他条件に違反した者の応募は無効とする。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 問い合わせ先
〒102-8081 東京都千代田区九段南1-1-10
国家公務員共済組合連合会 総務部総務課 大鷲
電話 03-3222-1841 内線132
(平日10時から12時まで及び13時から17時まで)